

令和 7 年

第 9 回阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会

令和7年第9回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日(木) 午後1時30分～午後2時25分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (16名)

- 1番 米 澤 実
- 2番 片 岡 寛 之 (副会長)
- 3番 板 東 由 裕
- 4番 赤 松 晃 一
- 5番 糸 谷 徳 文 (中立委員)
- 6番 新 見 正 美 (会長)
- 7番 坂 東 満二郎
- 8番 江 東 幸 和
- 10番 天 満 仁
- 11番 森 本 定
- 12番 古 本 義 春
- 13番 大 村 敏 信 (副会長)
- 14番 金 山 敬 治
- 15番 竹 内 正 法
- 17番 武 澤 守
- 19番 十 川 幸 利 (会長職務代理者)

4. 欠席委員 (3名)

- 9番 唐 渡 義 伯
- 16番 篠 原 安 博
- 18番 十 川 昭 夫

5. 議事録署名委員

- 14番 金 山 敬 治
- 17番 武 澤 守

6. 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取消願について(委員会処分)

- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）
第3号議案 農地法第4条の規定による許可の取消願について（知事処分）
第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
第6号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
第7号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第2号 2アール未満の農地転用届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊坂典恭
係長 原田裕人
係長 原田昂
主事補 植原諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】

ただ今から、令和7年第9回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議長】

みなさんこんにちは、本日は、何かとお忙しい中、総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。仲秋の時季となりましたが、9月とは思えないような残暑が続いておりますが、体調には十分に気をつけていただき、お仕事や委員活動に励んでいただきたいと思います。それでは、簡単なご挨拶ではございますが、総会のほうに移らせて、いただきたいと思います。着座にて進行させていただきます。

【議長】

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、16名で定足数に達しておりますので、これより令和7年第9回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、14番金山委員、17番武澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第7号までの7議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第2号までの2件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取消願について（委員会処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取消願について（委員会処分）についてですが、1件の届出がございます。着座にて説明させていただきます。

案件番号1番 申請地は議案書のとおり。地図は、1ページ、2ページをご覧ください。地目は田、面積は1,797㎡ 本件は、令和5年8月の総会においてご審議いただきました、営農型太陽光発電施設で一時転用の案件です。土地所有者と太陽光設備設置者が異なる場合区分地上権の設定を行います。前回も同じように土地所有者と転用者で区分地上権の設定をしていました。今回は土地所有者が亡くなったことにより前回分を一度解消し、第2号議案の番号3であるよう相続人と転用者で再度設定するものです。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から、第1号議案について説明がありました。これについて質

疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原)第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請(委員会処分)についてですが、今月の申請は、7件ですが、案件番号5番は農地法第3条の規定による許可申請の取下願が提出されたため、6件となります。また、案件番号7番の契約内容は、交換と記載していますが贈与とさせていただきます。内訳としまして、売買が、3件、贈与が2件、区分地上権の設定が1件となっております。座らせて頂き、議案書と地図資料により説明させていただきます。

はじめに、案件番号1番、地図は、3ページから4ページをご覧ください。地目は畑、1筆 面積 332㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と妻が農作業に従事していき、水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号2番、地図は、5ページから6ページをご覧ください。地目は田、2筆 面積 591㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と夫、外国人技能実習生で農作業に従事していて、キャベツを作付けされております。申請地にも、キャベツを作付けする予定です。

続きまして、案件番号3番、地図は、7ページから8ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積 1,797㎡ 契約内容は、区分地上権の設定となっております。営農を継続する太陽光発電設備の場合は、農地は農地として利用しますが、土地の空中に太陽光パネル等を設置しております。この太陽光パネルの権利を

守る場合、地上権の設定が必要でありますので、譲渡人が亡くなり、相続人を新たに譲渡人として申請されました。

続きまして、案件番号4番、地図は、9ページ、10ページをご覧ください。地目は田、2筆 面積、291㎡ 契約内容は売買となっております。譲受人が農作業に従事していき、葱を作付けする予定です。

続きまして、案件番号6番、地図は、13ページ、15ページをご覧ください。地目は田、2筆 面積、1,488㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人と夫が農作業に従事していき、水稻、じゃがいもを作付けする予定です。

続きまして、案件番号7番、地図は、16ページ、17ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積、98㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

以上、説明しました案件については、荒廃農地のところもございしますが、取得後、周囲に迷惑をかけないように解消をしていきますとの回答を頂いております。今後、農地を適切に利用する事とされ、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われまます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を13番大村委員にお願いします。

○13番（大村委員）13番大村です。先日現地調査をしてきました。譲渡人は県外に住んでおり、譲受人は申請地の南側に居宅があります。畑の一角に倉庫が建っていますが、今回転用届が出ており、問題ないと思うのでよろしく願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を10番天満委員にお願いします。

○10番（天満委員）10番天満です。現地確認と関係者に意見を聞きました。譲渡人と譲受人は前から、貸し借りの関係もありましたが、管理ができないということが想定されるので、売買の話がまとまりました。キャベツを作付け予定です。

何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号3番・4番を8番江東委員に申し上げます。

○8番（江東委員）8番江東です。番号3番は、先ほど第1号議案の取消を再度申請するので、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。番号4番は、譲渡人と譲受人の話により売買となり、何ら問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を5番糸谷委員に申し上げます。

○5番（糸谷委員）先日現地調査と申請者に電話で聞き取りを行いました。作付けされてなく、草が覆われたところもありますが、申請者には耕作放棄地にならないように注意をしております。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番を3番板東委員に申し上げます。

○3番（板東委員）3番板東です。20日に現地調査、聞き取りを行いました。事務局説明の通りで、現状は少し草が生い茂っていますが、改善することなので、問題ないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第2号議案について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案どおり許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可の取消願について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田） それでは第3号議案 農地法第4条の規定による許可の取消願について（知事処分）を説明いたします。番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり 前回の許可は「鶏舎・放牧場・飼料庫及び事務所」地目は、畑 面積は、2,086㎡です。地図資料18ページをご参照ください。申請地は、令和7年1月27日開催の阿波市農業委員会総会で審査して頂き令和7年3月12日付けで転用の許可が下りておりました。しかし、事業計画の変更により、施設の規模が縮小されることとなったため、本許可を取消し、報告第2号2番案件の2a未満の届出にて対応することとなりました。以上、第3号議案の農地法第4条の規程による許可の取消願について説明を終わります。

【議 長】

ただ今、事務局から、第3号議案について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）

を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。座って説明させていただきます。まず初めに番号2番、3番の案件について申請書の訂正がありましたので次回の総会にかけるようになりましたので報告させていただきます。

それでは番号1 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、すべて田 面積は、併せて3, 829㎡の内1, 071㎡ 転用目的は、「営農型太陽光発電施設・一時転用・更新・3年間」です。地図資料19ページから22を合わせてご覧ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から東へ約700mに位置する農地で、阿波市農業振興地域整備計画における農用区域内農地です。本申請は、当初令和元年9月25日に営農型太陽光発電施設の3年間の一時転用許可を受けており、このたび、2回目の更新申請を行うものです。太陽光設備を設置する者、及び実際に営農する者は、土地所有者でもある●●●が実施しています。栽培作物は、「みょうが」を作付しています。太陽光発電設備下部での「みょうが」の栽培の影響については、生育への悪影響はなく、想定している遮光下の条件でも、十分な収量が確保できるとの意見が有識者である「徳島県農業協同組合」から添えられております。施設の概要ですが支柱の高さは、最低地上高として2.6mで、農林水産省の基準を満たしており、十分な作業空間を確保していると思われます。収量についてですが、「みょうが」の地域単収は、平成元年度の徳島県立農業試験場が発行した試験結果の資料により、10アール当たり403kgです。目標数量は、10アール当たり577kg、地域単収に対し、約143%の収穫を予定しております。直近の令和6年度の実績でも約111%の収穫実績があります。次に、労働力の確保についてですが、転用者本人と転用者の子供の計2名で営農を行っています。また、繁忙期には、徳島市の●●●に依頼し、作業員を確保しています。また、出荷先についてですが、●●●へ出荷しています。なお、3年間の一時転用ということや、転用終了後の原状回復計画書なども添付されていることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。令和元年9月25日に許可を受けて以降、安定的な出荷もされています。今年度は、申請者が夏場体調を崩され、みょうがの出荷は無いと聞いています。現在は体調も回復されたとのことです。今回の更新も問題がないと思われます。

以上、第4号議案につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第4条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。

番号1番は、事務局の通り問題ないと、18番十川委員から報告を受けています。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第4号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第4号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きますして第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を、説明いたします。

番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、989㎡の内0.354㎡ 転用目的は、「営農型太陽光発電施設」で、「一時転用の使用貸借権設定」です。地図資料の27ページを併せてご覧ください。本申請は、当初令和元年9月25日に営農型太陽光発電施設の3年間の一時転用許可を受けており、このたび、2回目の更新申請を行うものです。太陽光設備を設置する者、及び実際に営農する者は、土地所有者の息子である●●●が実施します。栽培作物は、「みょうが」を作付しています。内容的には、第4号議案番号1と同じですので、詳しい説明は割愛します。本申請につきましても、3年間の一時転用ということや、転用終了後の原状回復計画書なども添付されていることから、周辺の農地には影響がないものと思われまます。

番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、690㎡ 転用目的は、「資材置場」で一時転用です。契約内容は「議案書では貸借権と記

載されていますが、使用貸借権の設定」となりました。地図資料の 29 ページを併せてご覧ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から東へ約 700m に位置する農地で、阿波市農業振興整備計画における農用区域内農地に該当し、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号イ規定の「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」とある農用区域内農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は●●●●を営んでいます。現在、阿波町の土地を借りて資材を置いています、その土地の所有者から別の用途で土地を使用したいとの申し出があり急遽新たな資材置場を探すこととなりました。そこで、土地の管理に苦慮していた申請地の所有者と話がまとまり、一時転用する運びとなりました。土地の造成はなく、整地のみにとどまるため土砂の流出等の恐れはないものと思われます。また、一時転用期間終了時は、資材撤去後、耕耘し農地に復元する計画となっています。なお、一時転用の期間は 3 年間となっており、その間に新たな資材置場を探す計画となっています。給水は必要なく、排水は雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号 3 番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、374 m² 転用目的は、「住宅」で、「所有権移転」です。地図資料の 31 ページを併せてご覧ください。申請地は、阿波町の「阿波市立久勝小学校」から北西へ約 170m に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第 2 種農地であると認められます。転用者は現在親の実家で同居しておりますが、子供の成長とともに手狭になり、実家の近くで住宅を建てたいと考えていたところ、土地の管理に苦慮していた所有者と話しがまとまり、この度の申請にいたしました。土地の造成等については、30cm 盛土後転圧する計画であり、周囲には既設の擁壁があるため土砂の流出はないものと思われます。給水については南側市道にある水道本管より引き込むことで業務課と協議済みです。雨水、生活排水については浄化槽を経由後、北側にある水路を経由し、阿波東部土地改良区管理水路へ放流することで、水路の所有者、土地改良区から排水同意をいただいております、周辺の農地には影響がないものと思われます。

続きまして、番号 4 番から 14 番は、転用目的が「太陽光発電施設」の「使用貸借権の設定」と同じ内容のため、まとめて説明いたします。申請の所在地、面積は全て議案書のとおり、地目は全て田です。地図資料 35 ページから 54 ページをご参照ください。申請地は、4 番から 13 番が市場町の「旧日開谷小学校」から南東へ約 700m から 1km のエリアに位置する農地、14 番の農地が市場町の「旧日開谷小学校」から南へ約 200m に位置する農地で、全て農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第 2 種農地であると認め

られます。農地の管理に苦慮していた所有者と、太陽光発電事業を営んでいる転用者で話がまとまりこの度の申請に至りました。土地の造成は無く、除草後整地するのみであり、周囲への土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水は必要なく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号15番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、277㎡ 転用目的は、「駐車場」で、「所有権移転」です。地図資料の55ページを併せてご覧ください。申請地は、市場町の「阿波市立八幡小学校」から北西へ約150mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は現在賃貸住宅に住んでいます。家族が増え手狭になり、営農をしながら居住できる持ち家が欲しいと考えていたところ、条件に合う物件が申請地の隣接地にあったので、周囲の農地と共に家を購入する運びとなりました。ただ、2世帯で居住する予定ですが、購入した家に駐車スペースがなかったこと、農業用の耕運機や軽トラを置くスペースがなかったこともあり、本申請地を駐車場に転用することとしました。また、申請地の一部に居住地の建物の一部や生垣がはみ出してしまっていたため所有者の始末書を添付しての申請です。土地の造成等については、転圧後整地するのみであり、北側の農地境界には土留めを設置、その他境界には既設のコンクリート壁があるため、土砂の流出はないものと思われます。取水及び排水は発生せず、雨水は敷地内で地下浸透させるため、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号16番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑 面積は、163㎡ 転用目的は、「住宅」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の57ページを併せてご覧ください。申請地は、土成町の「徳島県立吉野川高等学校土成農場」から南へ約600mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は現在アパートで居住しておりますが、子供の成長とともに手狭になり、実家の近くで住宅を建てたいと考えていたところ、実家に隣接している親の土地を使用貸借することで話がまとまり、この度の申請にいたりました。土地の造成等については、併せ利用地にある倉庫を取り壊した後、本申請地と併せ利用地にまたがり専用住宅を建築し、東側を除く周囲を新設コンクリート壁で囲い75cm程度山土で盛土する計画で、駐車場は周囲の道路高に併せて嵩上げする計画であり土砂の流出はないものと思われます。給水については北側里道から引き込むことで業務課、建設課と協議済みです。雨水、生活排水については浄化槽や最終升経由後、既設のヒューム管から河川に放流することで県の担当課と協議済みであり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号17番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、199 m² 転用目的は、「住宅」で、「所有権移転」です。地図資料の59ページを併せてご覧ください。申請地は、土成町の「阿波市立土成小学校」から南東へ約1.1kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は現在実家で親と同居しておりますが、子供の成長とともに手狭になり、実家からもアクセスしやすいところで住宅を建てたいと考えていたところ、農地の管理に苦慮していた所有者と話しがまとまり、この度の申請にいたしました。土地の造成等については、表土を10cm すき取った後、道路高に併せてクラッシャーを敷設する計画であり、土砂の流出はないものと思われます。また、西側水路に進入路用に蓋掛けをする計画であります。地元水利組合から同意を得ています。給水については北側市道から引き込むことで業務課と協議済みです。雨水は北側市道埋設水路に流下、生活排水については浄化槽を経由後北側埋設水路に放流させることで、維持管理課とも協議済みであり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号18番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑及び田 面積は、併せて1,849 m² 転用目的は、「資材置場」で、「所有権の移転」です。地図資料61ページを併せてご参照ください。申請地は、土成町の「阿波市立土成中学校」から南西へ約1.2kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は、申請地の近隣で●●●を営んでいます。事業拡大に伴い、●●●が不足し新たな置場を検討していたところ、土地の管理に苦慮していた所有者と話しがまとまりこの度の申請にいたしました。なお、既に申請地の一部が●●●として利用されていますが、これは現況が家の庭になっていて、農地という認識がなく利用してしまい、この度の申請にあたり農地であることが発覚したため、始末書を提出いただいています。土地の造成等については、申請地は草を刈って整地するのみであり、併せ利用地にある建物は取り壊し一体的に資材置場として利用する計画であり、現況高のまま利用され、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水はなく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号19番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田及び畑 面積は、併せて1,951 m² 転用目的は、「店舗」で、「賃借権の設定」です。地図資料の63ページを併せてご覧ください。申請地は、吉野町の「中央広域環境センター」から南東へ約600mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」

とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は、●●●です。申請地を選定した理由としては南・北・東すべて県道に面しており商業地として好条件であり、過去に店舗があった現在利用されていない雑種地も有効活用でき、農地の管理に苦慮していた本申請地の所有者と話もまとまった為、今回の申請に至りました。土地の造成等については、新たに擁壁を設置し盛土後碎石を敷き詰め店舗建設及びアスファルト舗装を行う予定です。またコンクリート壁を設けることから土砂の流出等の恐れはないものと思われます。また、県道からの出入口に床版橋を設置することについて、県の担当課と協議済みです。給水については既存のものを拡張して使用することで阿波市役所 業務課と協議済みであり、雑排水・汚水は合併浄化槽経由後、北西側の吉野町土地改良区管理水路へ放流、雨水についても敷地内で水路・集水桝・地下式雨水貯留施設を新設し、北西側の吉野町土地改良区管理水路へ放流し、阿波市の普通河川どうどう川へ流下させることで吉野町土地改良区、阿波市維持管理課と協議済みです。また、事業計画地の面積が3,000㎡を超えるので、阿波市開発事業の調整に関する条例に基づく開発協議についても今後行われ、土量、排水計算もされますので、周辺の農地には影響がないものと思われます。

以上、第5号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われるので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。

番号1番・2番は、事務局の通り問題ないと、18番十川委員から報告を受けています。

【議 長】

つづきまして、番号3番を14番金山委員にお願いします。

○14番(金山委員)14番金山です。現在は妻の実家で同居しており、小学校に近い物件を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号4番から14番を12番古本委員にお願いします。

○12番（古本委員）12番古本です。転用者が●●●、貸出は●●●で、これは太陽光発電施設です。内容は、事務局の説明通りで、21日現地に確認に行き、行政書士にも問い合わせました。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号15番・16番を8番江東委員にお願いします。

○8番（江東委員）8番江東です。15番の案件ですが、先ほどの第2号議案と合わせて購入し、駐車場にするので問題ないと思います。16番は、貸出人とは同じ自治会で、家に来て説明を受けました。何ら問題ないと思いますので、お願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号17番・18番を私、6番新見が説明します。

○6番（新見委員）17番案件については、事務局説明通りで、20日に現状確認し休耕地となっており、申請者に聞き取りをしたところ、耕作できないため、知り合いの方が新築することでやむ得ないと考えております。18番の案件も事務局説明の通りで、申請者に聞き取りをしたところ、譲渡人は市外に住んでおり、耕作できないことから売却したいことでした。譲受人は資材置き場として利用することであり、やむを得ないと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

【議 長】

つづきまして、番号19番を1番米澤委員にお願いします。

○1番（米澤委員）1番米澤です。案件番号19番の土地は、譲渡人が耕作に苦慮しておられたところ、購入の話がまとまり、やむなしと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第5号議案について説

明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第5号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第6号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について(諮問)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原)第6号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和7年9月17日付け阿農振第569号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和7年農用地利用集積等促進計画第9号」をご覧ください。5ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、33件101筆 総面積91,809.00㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、52筆 50,910.00㎡。使用貸借が、9筆 9,411.00㎡。次に、新規で賃貸借が、35筆 29,398.00㎡。使用貸借が、5筆 2,090.00㎡。なお、解約者につきましては、6ページをご覧ください。8件 15筆 14,558.00㎡となっております。

以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われまので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありました。質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第6号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第6号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第7号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について(諮問)を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課(中倉)失礼いたします。農業振興課の中倉と申します。よろしくお願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では、農地転用を申請するため地区内の農地面積を変更するものと農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更新するものについて変更したいと考えております。なお、変更箇所については赤字で記載しており、かっこがあるものについてはかっこの中が変更前の数字となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。●●●

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第7号議案について、承認することに異議ありません

か。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第7号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、11ページから14ページまでとなります。今月の申請は7件31筆ですが、案件番号7番は錯誤のため取消とさせていただきます。よって、6件30筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による賃貸借の解約が、6件30筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

○事務局（伊坂）続きまして、報告第2号、「2アール未満の農地転用届」について、ご説明いたします。

番号1番、議案書15ページ、地図資料は65・66ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目・現況地目ともに「畑」、登記面積は332㎡でございまして、このうち72.13㎡の転用でございまして、転用目的は、「農業用倉庫」でございまして、届出地は、昭和51年頃から農業用倉庫の敷地として利用してきましたが、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており、受理条件を満たしております。

続きまして、番号2番、議案書15ページ、地図資料は67・68ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目・現況地目ともに「畑」、登記面積は2,086㎡でございまして、このうち128㎡の転用でございまして、転用目的は、「農業用倉庫・駐車場・鶏舎」でございまして、届出地は、令和7年1月に農地法第4条の許可申請をし、許可がおりていましたが、今回、事業計画の縮小により、取消願が出されました。これに伴いまして、農業用倉庫・駐車場・鶏舎の敷地として利用していきたいので、転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており、受理条件を満たしております。

以上で、「2アール未満の農地転用届」のご報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

(「質疑等なし」の声あり)

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和7年第9回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。

なお、次回の総会につきましては、令和7年10月27日(月曜日)午後1時30分から、本庁3階大会議室での開催予定としております。よろしくお願いいたします。

(終了時間 午後2時25分)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 7年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員